答弁第四○四号平成二十一年五月二十二日受領

内閣衆質一七一第四〇四号

平成二十一年五月二十二日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員長妻昭君提出終末期医療費に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出終末期医療費に関する質問に対する答弁書

一について

「終末期」という語については、 平成十九年五月に 「終末期医療の決定プロセスのあり方に関する検討

会」が取りまとめた「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン解説編」において「どのような状

態が終末期かは、患者の状態を踏まえて、医療・ケアチームの適切かつ妥当な判断によるべき事柄です」

とされているように、 明確な定義はないものと承知しており、 お尋ねの 「終末期医療」及び 「終末期医療

費」という語についても、 一般には、 厳密に定義されることなく、 終末期における医療及びそれに要する

費用を意味するものとして用いられているものと考える。

二について

御指摘の資料においては、 「一年間の死亡者について死亡前一ヶ月間にかかった医療費を年間の終末期

医療費とした場合」と明記しており、 国民に誤解を与えるものではないと考えている。

三について

お尋ねの数値については、 医療経済研究機構の「終末期におけるケアに係わる制度及び政策に関する研

究」を基に平成十四年度の医療費を推計したものである。 当該研究においては、 平成四年度に実施された

「社会医療診療行為別調査に基づく死亡月の診療行為に関する研究」を基に、 平成十年に医療機関で死亡

した者について、死亡前一か月間の医療費を推計しているが、これは、平成二年及び平成三年の社会医療

診療行為別調査の入院データを基に推計したものであると承知している。したがって、

個別の病院名や患

者の病名をお答えすることは困難である。

また、 御指摘の資料において平成十四年度の医療費について推計しているのは、 もともと、 当該資料は、

平成十七年七月二十九日に開催された社会保障審議会医療保険部会の資料として作成されたものであり、

その時点では、 推計に用いた数値の一部について、平成十四年度の数値が最新のものであったためである。

死亡者数については平成十四年における人口動態調査を基にした実績値である。

四について

御指摘の数値については、 「一年間の死亡者について死亡前一ヶ月間にかかった医療費を年間の終末期

医療費とした場合」であることを明記した上で、あくまでも議論の参考として公表したものであり、 その

ことが間違いであったとは考えていない。

御指摘の資料については、 財政制度等審議会財政制度分科会財政構造改革部会での配付資料とし

て掲載を続ける予定である。

五について

御指摘の数値については、あくまでも、平成十七年当時における議論の参考として公表したものであり、

現時点で、改めて推計を行うことは考えていない。

また、 お尋ねの終末期医療政策の意味が必ずしも明らかでないが、 厚生労働省において、 御指摘の数値

を基に、政策の企画、立案等を行ったことはない。